

勧告先:内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
勧告日:平成25年3月1日 回答日:平成25年10月22日～25日

主な勧告事項

1 罹災証明の迅速な発行と信頼性の確保

罹災証明書の交付については、根拠となる法令がないため、市町村により様式や対象範囲が区々となり、被災者支援のスピードにも大きな開き。



主な改善措置状況

- 災害対策基本法を改正し、罹災証明書の交付に関する根拠を規定(内閣府)
- 都道府県に対し、罹災証明書に関する技術的助言を実施(内閣府)
 - ・ 規程・様式、簡便なマニュアルの作成
 - ・ 職員育成、他の地方公共団体との連携確保
 - ・ 住家被害の再調査依頼が可能であることの周知

2 被災者の手続負担の軽減

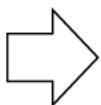
行政機関が既に保有している情報について重ねて書類の申請手続を求めているケース



- 社会保障・税番号制度の利用開始(H28予定)に併せ、被災者生活再建支援金の申請に必要な住民票の添付を不要とするよう措置(内閣府)
- 都道府県に対し、義援金、資金貸付などの申請に必要な罹災証明書、住民票などの添付省略に関する技術的助言を実施(厚生労働省)

3 被災者支援の確実な実施

被災者台帳の作成については、根拠となる法令がなく、被災者支援のための情報システムの活用が不十分。



- 災害対策基本法を改正し、被災者台帳の作成に関する根拠を規定(内閣府)
- 都道府県に対し、被災者支援のための情報システムの活用に関する技術的助言を実施(総務省)
 - ・ システム導入市町村 震災前39団体→214団体(H25.9)

申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（東日本大震災関連）結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年4月～25年3月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成25年3月1日 内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

【回答年月日】 平成25年10月22日～25年10月25日

内閣府	平成25年10月22日	総務省	平成25年10月25日	法務省	平成25年10月25日
文部科学省	平成25年10月22日	厚生労働省	平成25年10月25日	国土交通省	平成25年10月25日

【調査の背景事情】

- 東日本大震災の被災者は、財産の滅失・損壊、避難、各種書類の亡失等のため、多くの心配事や業務を抱えながら、証明書類の再発行、支援措置の申請などの手続を、同時期に数多く行わなければならなかった。
- また、被災地の行政機関は、職員が被災し、庁舎が被害を受ける中、被災者支援のための手続を大量に処理せざるを得なかった。
- 被災者支援のための手続では、被災者の置かれた状況を踏まえ、可能な限りの負担軽減が求められる。また、手続の処理は、被災者の生活再建、ひいては被災地復興の出発点となるため、迅速かつ的確になされる必要がある。
- この実態調査は、東日本大震災に係る被災者支援のための手続に伴う負担の実態を調査し、今後、大規模災害が発生した場合の国民の負担軽減を図るとともに、関係行政の改善に資することを目的に実施した。

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等</p> <p>内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。</p> <p>② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>【内閣府】 → 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。平成25年6月21日公布、一部施行。）により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない旨を規定 地方公共団体に対する技術的助言については、以下のとおり</p> <p>【内閣府】 → 罹災証明書に関する規程や様式を事前に定めておくこと、関係職員が事務処理に当たって参照することができる簡便なマニュアルを作成しておくこと等、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するための具体的な取組について、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長通知。以下「運用通知」という。）により通知 なお、市町村における罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、災害対策基本法の共管省庁である消防庁において、今後罹災証明に関する先進的な事例の紹介を実施していく予定</p> <p>【内閣府】 → 罹災証明書の迅速な発行時期については、災害対策基本法第90条の2第2項に、「市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない」と規定するとともに、関係職員が事務処理に当たって参照することのできる簡便なマニュアルを作成しておくこと等について、運用通知により通知 また、第1次調査の実施方法については、平成25年6月24日に各都道府県の防災担当者等を対象に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」において、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成22年内閣府）を改めて周知するとともに、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長・坂本功東京大学名誉教授）において、住家被害認定の事務手続の迅速化や簡素化につい</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。</p> <p>④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。</p> <p>2 被災者支援の確実な実施</p> <p>内閣府は、将来発生が懸念される大規模災害に備え、被災者支援の施策が必要な被災者に確実に行われるようにするため、被災者台帳の整備が進むよう、これを法的に位置付ける必要がある。</p> <p>また、内閣府、総務省及び厚生労働省は、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>① 被災者支援のために、市町村の人口規模などを踏まえた情報処理システムの活用や導入準備について一層促進すること。(総務省)</p>	<p>て検討を行い、その結果を踏まえ「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月(内閣府(防災担当)))を改定し、平成25年6月24日付けで各都道府県を通じ市町村に通知</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害状況調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るための具体的な取組について、運用通知により各都道府県を通じ市町村に通知するとともに、平成25年6月24日に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」において、これらの先進的な取組事例を紹介</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう運用通知により各都道府県を通じ市町村に通知</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)により、災害対策基本法に、市町村長は、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成することができる旨を規定</p> <p>【総務省】</p> <p>→ 勸告を受け、被災者支援のためのシステムの在り方について、内閣府(防災)などの関係機関と連携し、地方公共団体やシステム関係者との意見交換を行うとともに、「被災者の支援のためのシステム等の活用について」(平成23年4月28日付け自治行政局地域情報政策室事務連絡)の趣旨を地方公共団体との会議等の場(※)で繰り返し周知</p> <p>この結果、東日本大震災以前に39団体だったシステム導入団体は、平成25年9月現在、214団体に増加し、今後、80団体が導入の予定</p> <p>なお、同事務連絡の趣旨については、首長部局のみならず、「被災者支援のための情報通信技術の利活用に係る情報提供について(依頼)」(平成23年6月25日付け自治行政局地域情報政策室長事務連絡)により、地方議会に対しても周知</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 被災者生活再建支援金に未支給がないかを把握し、該当者に支給申請の勧奨を行うこと。(内閣府)</p> <p>③ 医療費の一部負担金等の還付について、まず、広報による周知を徹底し、その上で、可能な限り還付対象者の把握を行い、申請の勧奨を行うこと。(厚生労働省)</p>	<p>※ 意見交換、会議等の回数 平成25年度 計26回（8月26日現在） うち 会議等 18回 意見交換 8回</p> <p>【内閣府】 → 毎年度、全都道府県の被災者生活再建支援制度担当者を集めた会議において、支援金の申請状況の把握及び未申請者に対する早期申請の勧奨を要請 特に、東日本大震災による被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）の適用関係都県に対しては、個々に申請状況の把握、申請期限（基礎支援金：平成26年4月10日、加算支援金：平成30年4月10日等）を見据えた対象者への申請の勧奨について、助言 これらにより、各地方公共団体においても、広報による周知等（都道府県、市町村の広報誌掲載、地元FM等による周知、個別訪問時の制度の説明）を実施 これに加えて、災害対策基本法の改正により、被災者台帳の作成等について新たに規定を設けるとともに、受給資格のある被災者の被害の状況、当該者への支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災地方公共団体の関係部署において共有・活用することが効果的である旨、運用通知により通知 また、災害対策基本法の被災者台帳に関する規定の運用については、施行（平成25年10月1日）に併せ、改めて技術的助言を行うことを予定 なお、この被災者台帳の整備に関する規定については、東日本大震災による被災者の援護にも適用可能であり、被災地方公共団体において、被災者生活再建支援金の支給状況の把握を始めとする各種被災者支援に活用可能 これらを踏まえて、今後も、関係地方公共団体に対して、早期申請・支給に向けた取組を要請するとともに、必要な技術的助言</p> <p>【厚生労働省】 → 国保保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して、医療費の一部負担金の免除対象者が一部負担金を支払った場合の還付手続に係る周知・広報、一部負担金を支払った免除対象者の把握及び当該対象者に対する還付手続の勧奨を実施するよう、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の還付について」（平成25年8月21日付け厚生労働</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 被災者の手続負担の軽減</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化</p> <p>内閣府は、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 巡回指導、職員派遣、都道府県段階での関係書類の補正など、都道府県による被災した市町村に対する支援の充実を図ること。</p> <p>② 大規模災害時において、申請件数の増加が見込まれる時点で、東日本大震災の際に講じたマニュアルの整備を踏まえ、都道府県会館の審査処理能力の速やかな増強を図ること。</p> <p>(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減</p> <p>ア 市町村が申請窓口となる被災者支援制度</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、被災者支援制度の申請に係る負担を軽減するため、都道府県及び市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>① 被災者生活再建支援金の支給申請では、社会保障・税番号制度の動向も踏まえ、可能な限り、罹災証明書及び住民票の添付を省略すること。(内閣府)</p>	<p>省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡) を発出</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平成25年6月24日に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定に係る説明会」において、各都道府県の被災者生活再建支援法担当者等に対し、同法に係る事務を受託している財団法人都道府県会館が、東日本大震災を契機に、迅速な審査・支給事務のため、関係書類が一定数取りまとまってから処理する形式から、随時処理する形式とするなど、より柔軟な対応を行っていることを周知するとともに、このことを市町村に説明し、適切に対応するよう要請</p> <p>また、当該説明会において、災害発生時には都道府県の要望に応じて、内閣府が職員を派遣し、市町村職員向けに被害認定等に関する説明会等を開催する旨説明</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 被災者生活再建支援法人として指定している財団法人都道府県会館において、大規模災害発生時に東日本大震災と同様の迅速な対応を行うことができるよう、平成25年度から、同法人と各都道府県東京事務所やコールセンター業務等を委託する人材派遣会社との間で常時連絡調整を行う体制を整備</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 住民票に関する情報については、都道府県が市町村から取得可能とし、被災者が支給申請時にその添付が不要となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護資金貸付、住宅の応急修理などの申請では、可能な限り、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略すること。(厚生労働省)</p>	<p>27号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)に必要な規定を盛り込んだところ(両法ともに、平成25年5月31日公布、一部施行。)</p> <p>罹災証明書については、従来は市町村の任意の事務により災害発生時に被災者に交付されてきたものであるが、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)により、市町村長は、被災者から申請があった時は、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない旨を災害対策基本法に新たに規定</p> <p>今後、同法の施行後の運用状況を踏まえ、罹災証明書が社会保障・税番号制度導入によるシステム化になじむものであるかどうかも含め、検討</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置について(施行通知)」(平成23年5月2日付け社援発0502第1号厚生労働省社会・援護局長通知)により、市町村において、対象者の要件を満たすこととなった事実を確認できるのであれば証明書類は不要</p> <p>また、住宅の応急修理については、「平成24年度災害救助事務取扱要領」及び「平成25年度災害救助事務取扱要領」(毎年度実施される災害救助担当者全国会議の別冊資料。厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室作成)において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災者台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要と記載</p> <p>さらに、勸告を踏まえ、義援金を含めたこれら3つの制度については、被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、自治体の窓口でシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において、周知</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>イ マンションの応急修理 厚生労働省は、住宅の応急修理の申請手続について、マンションの共用部分の応急修理申請の添付書類を削減する措置を講ずる必要がある。</p> <p>ウ 登録免許税の免税申請 法務省は、登録免許税の免税措置に必要な添付書類のうち、法務局が保有する情報と同一のもの（滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書）については、これを省略する必要がある。</p>	<p>成25年法律第54号)の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管</p> <p>【内閣府】 → 住宅の応急修理については、「平成24年度災害救助事務取扱要領」及び「平成25年度災害救助事務取扱要領」において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要と記載</p> <p>さらに、勧告を踏まえ、被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、地方公共団体のシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において、周知</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管</p> <p>【法務省】 → 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第40条に規定する登記の申請における添付書類のうち、登記事項証明書については、登記官が対象の物件を特定することが困難であるため、添付を完全に省略すること自体は困難。</p> <p>しかし、勧告を踏まえ、申請人（被災者）から登記の相談を受ける際に、無料で請求することができる登記事項証明書の請求方法の説明を登記官が行うとともに、物件の検索の補助も行い、申請人に負担感を抱かせることのないよう配慮することについて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第16条に規定する「滅失建物等の床面積の合計又は当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類」としての登記事項証明書の交付等に係る取扱いについて」（平成25年6月10日付け民事局総務課・民事第二課事務連絡）を發出し、各法務局・地方法務局宛てに指示</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) その他</p> <p>ア 自動車の抹消登録申請</p> <p>国土交通省は、大規模災害における被災者の申請手続の負担を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付について、開始時期を早めるとともに、回数、期間を拡充すること。</p> <p>② 自動車の抹消登録申請について、自動車登録の電子申請の対象に抹消登録を加え、実施道府県を拡大すること。</p> <p>イ 広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与の円滑な実施</p> <p>厚生労働省は、都道府県の区域を越えた広域避難者の民間賃貸住宅の借上げ供与については、多数の都道府県が被災することを前提に、国があらかじめ実施方法を定める必要がある。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>→ 大規模災害時における自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付については、東日本大震災においても、発災後から累次対応してきたところであるが、勧告を踏まえ、被災地の交通機関の復旧状況、運輸局支局等の体制等に応じ、開始時期を早めるとともに、実施場所及び回数の増加、実施時期の長期化を行うことなどを盛り込んだマニュアルを新たに作成し、これを徹底することなどによって、被災した申請者の負担の軽減を図るよう努力</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 自動車の抹消登録に係る手続の電子化及び実施地域の拡大については、都道府県の自動車税管理システム改修等が前提であるため、引き続き、総務省と連携しつつ、本省のみならず運輸支局等においても都道府県における取組への働きかけを随時実施</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平成24年4月に国土交通省と連名で発出した「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」において、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例を定め、また、国土交通省と連携して「災害時における民間賃貸住宅の活用について」を同年12月に作成し、それぞれ自治体宛て通知</p> <p>さらに、勧告の趣旨を踏まえ、平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において同文書を配布し、この活用を図り、大規模災害が発生した場合においても活用を図るよう、改めて周知</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付の条件 厚生労働省は、母子寡婦福祉資金貸付の条件について、被災した母子家庭や寡婦を支援する観点から、都道府県に対し、大規模災害時において、母子寡婦福祉資金貸付の保証人の地域要件の取扱いを正確に周知するよう技術的助言を行う必要がある。</p> <p>エ 大学授業料の免除 文部科学省は、各大学が授業料を免除するに当たり、市町村の罹災証明書の発行状況を踏まえた弾力的な申請受付を行うよう要請する必要がある。</p>	<p>【厚生労働省】 → 「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な周知について」（平成25年3月25日付け雇児福発0325第1号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を発出し、都道府県、指定都市、中核市に対し、大規模災害時における母子寡婦福祉資金貸付の条件の正確な周知について技術的助言</p> <p>【文部科学省】 → 平成25年2月～3月にかけて8地区で開催した国立大学法人運営費交付金等に関する説明会において、例えば、罹災証明書を申請の際の必須要件としないなど、被災学生の授業料免除申請に係る弾力的な取扱いについて、要請</p>